

訪問看護医療DX情報活用加算

2024年の診療報酬改定に伴い、看多機ホームみなりっこ（訪問看護ステーション）では、地方厚生局長等への届出を行った上で、当ステーション所属の看護師（准看護師を除く）がオンライン資格確認システムを活用し、利用者様の診療・薬剤情報を取得の上、より計画的かつ質の高い訪問看護サービスを提供しております。

これに基づき、「訪問看護医療DX情報活用加算」として、所定額に以下の金額を加算させていただきます。

（新）訪問看護医療DX情報活用加算 50円／月

これに関係する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

2025年7月10日
株式会社ゆず
看多機ホームみなりっこ
管理者 松谷希